

# 介護福祉科 科目認定および 進級・卒業に関する規定



本規定は、学校法人東京YMCA学院東京YMCA医療福祉専門学校学則、「第 23 条（修了の認定）校長は、教育課程の定めるところにより、学年ごとに修了すべき授業科目について試験その他の方法により学習評価を行い、合格者に対して当該授業科目の修了を認定する」に基づいて定めたものである。

東京YMCA 医療福祉専門学校  
2020年4月1日発行

# 介護福祉科

## 科目認定及び進級・卒業に関する規定

### 1. 科目認定試験

科目認定試験は各教科最終回の授業終了時に行う。この科目認定試験は、学業評価の目的で実施する試験を指して言う。但し、その他の方法によって評価を行う教科については、科目認定試験を行わない場合もある。

### 2. 科目認定試験の受験資格

科目認定試験は以下の条件を満たす者が受験できる。

- ① 該当科目の出席率が2/3（66.6%）以上であること。
- ② 試験に際して学生証を携帯していること。
- ③ 該当科目担当教員の定めている受験条件を満たしていること。

### 3. 試験の種類

科目認定試験は以下の方法により行う。

- ① 教場筆記試験
- ② レポート試験
- ③ 実技試験
- ④ その他担当教員が特に定めた方法

### 4. 教場筆記試験受験上の心得

科目認定試験及び再試験・追試験については、次の事項を遵守して受験すること。

- ① 試験会場では学生証を提示し、指定された席に着くこと。
- ② 試験時間は90分間とする。
- ③ 遅刻した場合は試験開始から30分以内に限り、試験監督の許可を得て入室できる。
- ④ 試験開始から30分経過するまで、試験会場からは退室できない。
- ⑤ 試験終了10分前からは途中退室することはできない。
- ⑥ 不正行為が発覚した場合、該当科目を未認定とし、再試験の受験も認めない。

### 5. 学業の評価

100点満点法評価は、授業の平常点、科目認定試験結果、レポートなどの評価に基づき、各担当教員の責任において行う。

評価の基準は以下の通りとする。

- |          |     |       |
|----------|-----|-------|
| 100点～80点 | "A" | 優れている |
| 79点～70点  | "B" | 良い    |

69点～60点 "C" ごうかくきじゆん 合格基準を満たしている

60点未満 "D" 合格基準を満たしていない

上記においてA～Cを合格とし、Dを不合格とする。D評価の場合は、再試験・追試験の受験資格を有する。但し、出席率が足りなかったものは、追再試験も受験できない。

(再追試験受験者の評価及び特別補講の実施についてはそれぞれの項を参照のこと)

## 6. 再試験・追試験

### ① 再試験

1. 科目認定試験の成績が60点に達しないため不合格となったものは所定の期間内に手続きをとることで、再試験を受験できる。
2. 再試験の結果は60点以上を合格とし、評価の上限はCとする。

### ② 追試験

次の場合に限り、追試験を行うことがある。但し追試験受験者については、再試験は行わない。

1. 公欠により、定期試験を欠席した場合。(評価は科目認定試験に準ずる)
2. 公欠以外の理由により試験を欠席した場合。(評価は上限をCとする)

\* 公欠については『学生要項』9ページ「公欠」の項を参照のこと

### ③ 再試験・追試験の実施

1. 再試験・追試験は、各科目ごとに実施する。
2. 再試験・追試験について前項①再試験及び②追試験のいずれかに該当した場合、指定された日に追再試験申請書による申請と受験料の納入(1科目2,000円)をもって受験資格を得る。(公欠による追試験は受験料は無料)
3. 再試験・追試験の日時・方法は、事前に掲示する。

### ④ 合格点に至らなかった者

再試験・追試験においても、合格基準を満たすことができなかった場合は、特別補講(8.参照)を受講後、科目認定試験を受験し評価を受ける。

### ⑤ 実習科目の修了認定

1. 出席日数、課題レポート、実習記録の提出、実習態度、その他を総合的に評価し修了認定する。

## 7. 学力評価試験

日本介護福祉士養成施設協会が行う学力評価試験を卒業年次の12月に実施する。

(協会の事情で変更があったらそれに従う)

## 8. 特別補講

### 1. 特別補講となる科目

- ① 科目認定試験で受験資格を有することができなかった科目。
- ② 再試験・追試験で科目認定試験の合格点に至らなかった科目。

③ 科目認定試験において不正行為をおこなった科目

\*上記①～③に該当する科目が5科目以上の場合には特別補講を受けられない。

## 2. 実施

- ① 特別補講に該当する者は、指定された日に特別補講受講申請書による申請と受講料の納入（1科目15,000円）をもって受講資格を得る。
- ② 特別補講は、各教科15回に相当する授業を実施する。特別補講の科目認定試験は、「3. 試験の種類」に準じて実施する。
- ③ 特別補講の日時・方法は、事前に掲示する。

## 3. 評価

- ① 特別補講による評価の上限はCとする。
- ② 特別補講においても、合格基準を満たすことができない場合は、別に定める科目認定及び進級・卒業に関する規定に従う。

## 9. 修了認定および進級・卒業判定会議

各学年で履修すべき学科目について試験を行い、合格したものについて当該学科目修了を認定する。

(1) 進級・卒業認定会議は学年末に行われる。また、必要に応じて臨時で進級・卒業認定会議を学校長が招集することができる。

(2) 会議の開催は、以下の者の出席を必要とする。

校長  
学科長（教務主任）  
専任講師  
校長が必要と認めた教務職員

## 10. 進級認定基準

- (1) 1年次学科目の全てを科目認定されていること。
- (2) 1年次学科目のうち未認定科目が1科目以上あった場合、進級は認められない。
- (3) 進級認定会議において、留年と認定された者は1年次学科目の全てを再履修し、改めて科目認定試験を受けなければならない。
- (4) 1年次の実習が未修了のものは、留年とする。

## 11. 卒業認定基準

- (1) 学校で定める全ての科目について科目認定試験に合格した者。
- (2) 卒業研究が指定期限内に提出され且つ卒業研究発表会で発表を行った者。
- (3) 全ての実習について修了認定されている者。

## 12. 卒業保留

- (1) 学校で定めるところの2年次学科目のうち、未認定科目が4科目以下であること。
- (2) 卒業保留者の未認定科目の科目認定は、特別補講受講後に再評価を行い、修了認定で定めるところの再試験の取り扱いに従い評価する。なお、試験日は別途提示するものとする。

- (3) <sup>そつぎょうほりゆうしゃ</sup>卒業保留者の未認定科目の特別補講受講及び評価は、卒業保留者卒業認定会議前までとする。
- (4) 卒業保留者が再試験においても科目認定を受けることができなかった場合は2年次留年とし、別に定める2年次留年の卒業認定に従う。
- (5) 国家試験を受験した者が、卒業認定基準を満たさず留年と認定された場合、国家試験の結果は無効となる（国の定め）。

### 1 3. 2年次留年

- (1) 学校で定めるところの2年次学科目のうち、未認定科目が5科目以上あり、卒業認定会議において、留年と認定された者は2年次学科目の全てを<sup>さいりしゅう</sup>再履修し、改めて科目認定試験を受けなければならない。
- (2) 実習の評価がD評価の者は留年とする。
- (3) 2年次留年者の科目認定は、修了認定の規定に従うものとする。

### 1 4. <sup>かもくりゅうねん</sup>2年次科目留年

- (1) 科目留年とは、2年次留年者のうち未認定科目が4科目以下の者とする。
- (2) 2年次において科目認定を受けた科目については、再履修する必要はないものとする。
- (3) 2年次科目留年者の科目認定は、修了認定の規定に従うものとする。
- (4) 未認定科目の履修は、学校の定める授業計画・時間割りに従って学生が<sup>りしゅうけいかく</sup>履修計画を立て、学期の開始前に教務課に申請するものとする。科目認定済みの教科についても受け入れ可能な授業を聴講することもできる。

### 1 5. 2年次科目留年の卒業認定

未認定科目保持者が科目認定を受けて合格した場合には、学年末に行う卒業認定会議において卒業を認定する。

### 1 6. 卒業見込みについて

- (1) 卒業見込みとは、1年次履修科目について全て修了認定されていることを指す。
- (2) 卒業見込み証明書の発行は、上記の者に対して施行される。

### 1 7. 介護福祉士国家試験

卒業年次の1月に国家試験が実施される。卒業年次の12月までに終了している授業科目と実習がすべて合格している者が受験することができる。

附則

- この規定は、2006年4月1日より施行する。
- この規定は、2008年4月1日より施行する。
- この規定は、2009年4月1日より施行する。
- この規定は、2010年4月1日より施行する。
- この規定は、2013年4月1日より施行する。
- この規定は、2017年4月1日より施行する。
- この規定は、2019年4月1日より施行する。

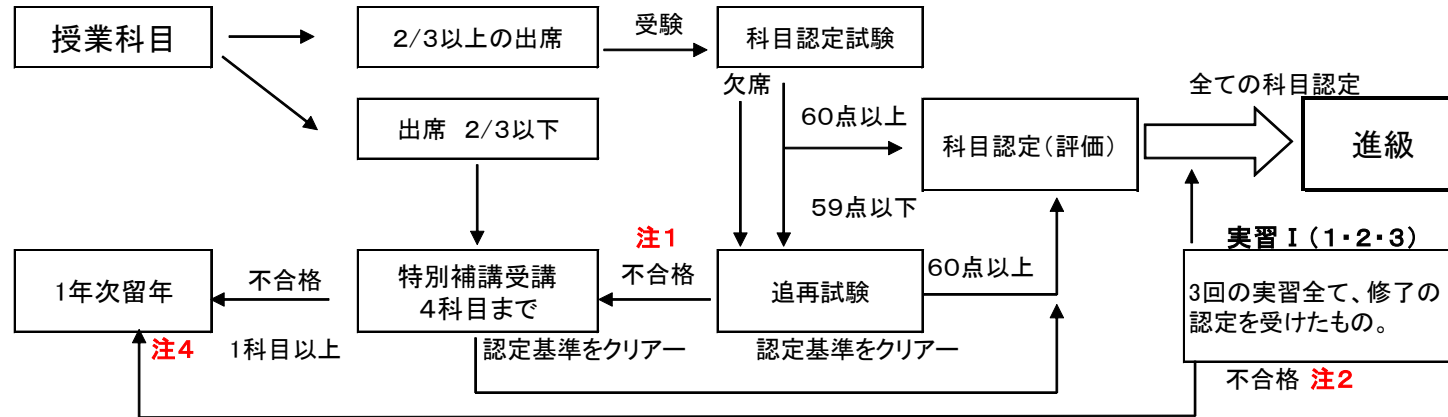
別表1 定期試験の欠席事由（欠席事由により再試験又は追試験とする）

	欠席事由	内 容	必要書類
1	病気	本人の病気 但し特定の疾病のみ	「診断書」又は氏名・通院日明記の「領収書」等
2	忌引・法要 <small>きびき ほうよう</small>	1) 忌引 ① 父・母・配偶者・子（7日間） ② 祖父母・兄弟姉妹（5日間） ③ 伯父・伯母・叔父・叔母・甥・姪（3日）	欠席日を確認できる「会葬御礼」または死亡を確認できる「公的証明書」等
3	公共交通機関の不通・遅延	公共交通機関の不通・遅延 （バスを除く）	当該公共交通機関発行の「不通・遅延証明書」
4	実習	実習先の都合による実習期間の変更・延長 （本人都合は該当しない）	実習担当教員に確認する
5	就職試験	採用に係わる面接・試験等 （説明会・ガイダンス等は該当しない）	以下に掲げる文書のいずれか1つ (1) 「採用試験要項」 (2) 「受験票」 (3) 就職試験受験証明書 担任に確認する

※欠席事由について不明な場合は、担任もしくは介護福祉科教員に確認する

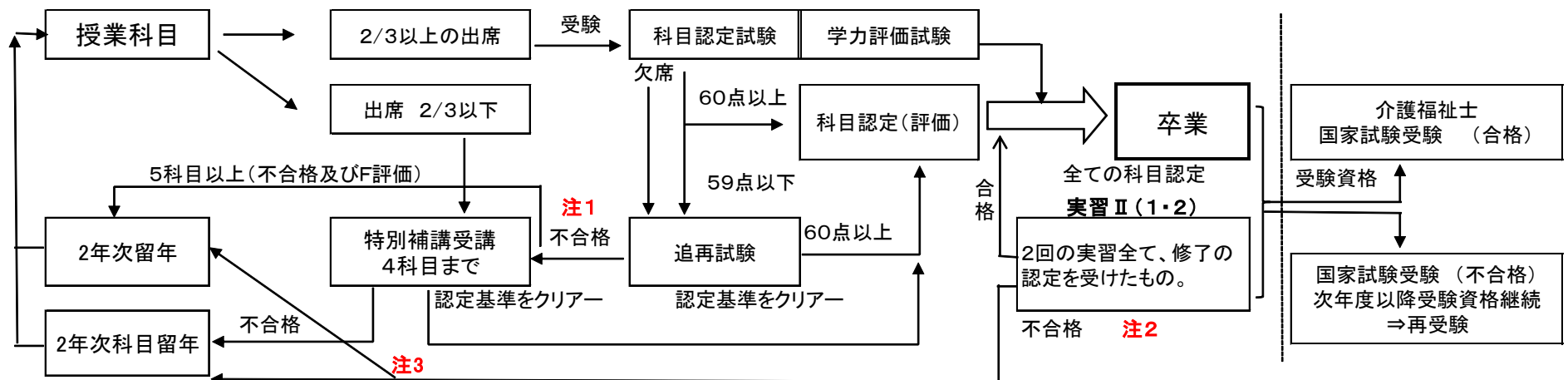
別表1 試験及び評価・卒業に関する規定 フローチャート

1) 1年生の科目認定及び進級について



**注4**  
留年の決定は、進級判定会議で決定する。

2) 2年生の科目認定及び卒業について



**注1**  
追再試験において、5科目以上のDまたはF評価がある場合、特別補講を受講することはできない。

**注2**  
実習において、修了の認定を受けることができなかった者に対する特別補講は実施しない。

**注3**  
留年または科目留年になるかは、卒業判定会議で決定する。